

第2期古賀市地域福祉計画・第5次古賀市地域福祉活動計画（案）  
パブリック・コメント実施結果

第2期古賀市地域福祉計画・第5次古賀市地域福祉活動計画（案）に対してパブリック・コメント手続きを実施した結果について、古賀市パブリック・コメント手続実施要綱（平成20年3月告示第20号）第11条第1項の規定に基づき、次のとおり公表します。

(1) 政策等の題名	第2期古賀市地域福祉計画・第5次古賀市地域福祉活動計画（案）
(2) 政策等の案の公表日	平成31年1月9日（水）
(3) パブリック・コメント手続の実施期間	平成31年1月9日（水）から平成31年2月8日（金）（31日間）
(4) 意見等提出者数	2名
(5) 提出意見等件数	6件
(6) 提出意見等を考慮した結果及びその理由	下記のとおり

(6) 提出意見等を考慮した結果及びその理由

番号	該当箇所	パブリック・コメント（ご意見の内容）	計画への反映	ご意見への回答
1	第1章 P7	「7. 計画の期間」において毎年進捗状況の確認を行うとしているが、どこが行うか明記されたい。	有	ご意見の通り本計画に反映します。（P7） また、保健福祉部福祉課が主体となり、社協や庁内関係課等と連携し毎年進捗状況の確認を行うとともに、今後の課題について検討を行います。
2	第2章 P8	「(1) 人口について」において、人口総数は、横ばいの状況が続いていますが、正確には微増だと思えます。	有	ご意見の通り本計画に反映します。（P8） 人口総数は、この5年間で微増しており、その内、高齢者人口については年々増加しています。

番号	該当箇所	パブリック・コメント（ご意見の内容）	計画への 反映	ご意見への回答
3	第2章 P 8	図表2-1：古賀市の人口推移、・・・ 図表に2019年は入れられないのでしょうか。	無	3月末時点の数値を計上しているため、本計画において2018年3月末時点の数値が最新の数値となります。
4	第3章 P 31	人権啓発を方針に明記し、1. 地域福祉意識の向上①地域生活課題の共有の土台を豊かにする必要があります。	有	基本方針1. 地域福祉意識の向上 の具体的な取組として、②人権意識の高揚を追記し、地域福祉意識の向上の土台を豊かにします。追記に伴い、第1章の5. 計画の位置付けをはじめとした関連個所について一部修正しています。（P 6、31、36、37、81、102）
5	第4章 P 32	テーマ：地域生活課題を知ろう の枠の中、市民について ○・・・・・・・・・・誘い合って参加します。 ○・・・・・・・・・・近所や地域の人に伝えるとともに、自らの地域についても考え、解決するきっかけづくりにします。 このような市民になってもらうためには、何らかの働きかけとともに、ここにこうしてこんなふう に記述してあることを広く市民に知ってもらう必要があります。市民が知らないところで勝手に記述されているのでは単なる作文で、何の意味もなさないと思います。市民のところのこの記述に対して、古賀市がすべきことに啓発活動の記述がありません。（P 32以降のテーマについても同様）	有	テーマの推進にあたり、社協と市が連携し本計画を周知していくことを追記します。（P 58） その中で、社協と古賀市が連携し、本計画の市民周知を行うとともに、地域福祉の推進に向けた具体的な取組のテーマについて三者で共有します。

番号	該当箇所	パブリック・コメント（ご意見の内容）	計画への 反映	ご意見への回答
6	第5章 P 5 6	計画の取り組み状況、進捗状況をみていく機関が必要と思います。他の計画には推進体制と進行管理として、〇〇審議会あるいは〇〇委員会等を明記しています。活動計画も一体的に策定されていることから、なおさら必要と考えます。	無	ご意見として承り、今後の地域福祉行政の参考にさせていただきます。